

障害者制度改革マラソン

～まず「障害者権利条約」批准ゴールをめざして！～



前回の「アイアイ元気便」（2013年4月2日発行）では、障害者制度改革マラソン3つ目の大きな心臓破りの丘としての「障害者差別禁止法」制定の見通しがはっきりせず、ひょっとしたらこの難所を乗り越えることができず、ゴールにたどり着けないかも知れませんかと報告をしました。あれから2ヶ月、「障害者差別禁止法案」は「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消推進法案）**」と大きく名前を変え、4月26日に閣議決定がされ即日に国会に提出されました。5月28日には衆議院内閣委員会で可決し、この原稿を書いている6月3日時点では、すでに衆議院本会議での可決を経て、舞台は参議院本会議へと移っています。

今回のゴールである「**障害者権利条約**」批准に向けては、この法律を今国会で成立させることはまずもって絶対必要です。しかしながら、この「**障害者差別解消推進法案**」は、障害者政策委員会・差別禁止部会による「意見書」（2012年9月14日）の内容からは大きく離れ、まさに不十分な内容と言わざるを得ないのもまた事実です。ゴールのためには今国会での成立は必要ですが、**国会での徹底した審議と3年後の施行までの十分な**

見直し論議とあわせて、差別禁止部会による「意見書」に基づく法律にしていかなくてはなりません。

そして、私たちがめざす最終のゴールは「**障害者権利条約**」を批准することだけでなく、その先にある「**障害者権利条約**」があたりまえにある社会—**障害のある人も、他の市民と同等の権利が保障された社会を実現**—することです。初めての「制度改革マラソン」はまもなくゴールを迎えます。でも、すぐに次のマラソンに向けての準備がはじまっています。次に向けて鍛え直さなくてはならないところはすでにはっきりとしています。

障害のある人の権利を擁護する「成年後見制度」は、その活用をすると選挙権がはく奪されるというおかしなことがまかり通ってきていました。1人の障害のある人からはじまった、訴訟という勇気ある訴えで、国も公職選挙法を改正し、次回の参議院選挙から選挙権を行使できるようになりました。

正しい訴えは世論の理解と賛同を得て必ず社会を変えていきます。



アイアイハウスの仲間たちのためにも
これからも、引きつづきご支援をよろしく

アイアイハウス 施設長
栗津 浩一